

コミュニティプラザえさし自動販売機設置業務仕様書

1 自動販売機の規格及び条件

(1) 大きさ

高さ 230cm 以内、幅 120cm 以内、奥行 100cm 以内（転倒防止器具の設置面積を含む。）とすること。

(2) 環境対策

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

2 遵守事項

(1) 安全対策

① 転倒防止

「自動販売機-据付基準」（JIS 規格）等を参考に適正な転倒防止措置を講じること。

② 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 自動販売機の管理運営

① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部の清掃などを行うこと。

② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

3 販売商品の種類等

(1) ペットボトル・缶飲料自動販売機

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。

4 施設使用料

江差町行政財産使用料条例及び施行規則に基づき算出した額とする。

※概算使用料年額 6.4 万円程度

5 電気料等

江差町行政財産使用料条例及び施行規則に基づき算出した額とする。

6 売上手数料

徴収しない。

7 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理、移動及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。

なお、設置にあたっては、江差町の指示に従うものとする。

8 貸付場所の返還

使用許可が取り消されたとき又は使用許可期間が満了し自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して町の確認を受けなければならない。

9 自動販売機設置に伴う事故

江差町の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

10 商品等の盗難及び破損

- (1) 江差町の責に帰することが明らかな場合を除き、江差町はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない